

「18世紀後半の松前藩の財政について」

はじめに

前回は、松前藩の家臣らの退廃について見てきました。今回は、松前藩自体の財政状況について見て行き

ます。松前邦廣の治世、一時余裕が出来た藩財政でしたが、その後は窮乏し、借財返済のため、また藩運営のため藩主直領の商場まで手放す事態となってしま

いします。

「海鼠漁」などの新しい漁業を始め、その生産性を高めたので、知行主の運上金で、新しい漁業の開発地域の拡大から、請負場所の境界争いも目立ってきます。

後に、この生産性の拡大が、東蝦夷地（太平洋側のアイヌ地）に暮らすアイヌの人々への過酷な労働を強い、大きな問題となります。

また、18世紀末になると、松前・江差近郊の鮑漁は皆無になつたとされます。寛政元年（1789）に、江差近郊の漁民は、これは請負商人らによる蝦夷地（アイヌ地）での「天網」の使用による大量の捕獲が鮑人が知行主に貸付する状況となつて、その返済のため、運上金が引き上げられました。

西蝦夷地（日本海側のアイヌ地）においては、鮑漁が盛んな場所での運上金の引き上げが目立ちます。これは、18世紀中頃から請負人が「鰐漁」や「秋味漁」、

「海鼠漁」の引き上げ場所請負制が進み、知行主は必要物品すべてを請負人に頼つた結果、運上金を上回る出費となり、請負人が知行主に貸付する状況となつて、その返済のため、運上金が引き上げられました。

西蝦夷地（日本海側のアイヌ地）においては、鮑漁が盛んな場所での運上金の引き上げが目立ちます。こ

れは、明和年代（1764～1772）には、明和2年（1

765）に松前城内の隅櫓を造営しました。明和4年（1767）には、城下袋町（現福山の一部）から出火して侍屋・町屋など35軒を焼き、松前藩は介抱米258俵をもつて救済します。

また、明和8年（1777）には藩主道廣の花山院（1）には藩主道廣の花山院とし、明和6年（1769）「蝦夷檜山」の「請負を返上」するとともに、それまで「貸付金四千七百両余

1）には藩主道廣の花山院家息女との婚礼があり、息女を送つてきた諸大夫（大夫＝官人の位）と雑掌（武家や公家の雑務を行う職名）らが京に帰る時、路費202両と送別金として、大夫に100両、雑掌に80両、さらに名器・名産を過分に贈りました。このことについて、松前廣長は

「旧紀抄録」の同年12月16日の項で、「吁是四大夫（家老たち）之詫也」と記し、無駄遣いを嘆いています。

飛驒屋からの借財（飛驒屋久兵衛は、蝦夷地の「檜山」の独占的な請負を続けていました。松前藩はさらに運上金を引き上げようとして、飛驒屋

の「クナシリ」の4場所を手放し、飛驒屋に場所請負を任せることにしました。4

場所の運上金として、年間5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残りの2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請

負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請

負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請

負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請

負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請

負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、ま

た西蝦夷地（日本海側のア

イヌ地）の「ソウヤ」場所も、別件で飛驒屋から借財

があり、同様に15年間の請

負分を前納したことにしま

した。

この結果、藩主直領の大

場所がすべて飛驒屋に託さ

れ、天明6年（1786）

の「蝦夷地収納運上金帳」

（最上徳内「蝦夷草紙別録」

（松前町史）資料編第三

巻）によれば、東西蝦夷地

すべての場所（84力所）を、

請負人に託していることが

判ります。

このようにして、蝦夷地

全域の場所経営が商人の手

に帰しました。

藩主直領の「エトモ」、「ア

イタツプ」、「クナシリ」の4場所を手

放し、飛驒屋に場所請負を

任せることにしました。4

場所の運上金として、年間

5,400両を、松前藩が

飛驒屋から前納として受け

取ったことにして、飛驒屋へ

の借財の返済に充て、残り

の2,700両あまりは

「棄損」する)とし、